

加積公民館及び魚津市農村環境改善センター使用許可基準

平成26年12月11日 加積公民館・農村環境改善センター

使用目的		使用許可基準
1	公民館活動（体育振興、文化活動振興）目的	
-1	-1 営利を目的とした団体、個人の使用	認めない。
	-2 公益法人（社団法人、財団法人）主催行事の使用	認める。但し、申請書は公印にて申請。
	-3 社会福祉法人主催行事の使用	認める。
	-4 宗教法人	認めない。但し、入信勧誘を目的としない地域住民を対象とした文化事業については、内容を地域協働課で確認許可を得た場合は認める。
	-5 学校法人（私立学校法人）	認める。
	-6 各種団体、個人	公民館や加積地区団体の利用は優先的に認め、館の利用に空きがあればできるだけ利用の便宜を図る。疑義がある場合は、地域協働課に照会する。
2	農村環境改善目的	
-1	各種展示会開催を目的に使用	
	-1 農村環境改善関係にかかわりうる農業器具等の展示会（即売を伴うものを含む。）の使用	認める。
	-2 農村環境改善関係者以外の展示会（即売を伴うものを含む。）の使用	認めない。
-2	政党、政治団体の使用	
	魚津市選挙管理委員会が主催する選挙の使用	
-1	-1 上記選挙時の個人演説会開催の使用	魚津市選挙管理委員会から開催通知があった場合のみ。
	-2 上記以外の使用	認めない。
-3	魚津市農村環境改善センター目的（味噌作りの団体、個人の使用）	
	-1 味噌作り技術習得を目的とした団体、個人の使用	認める。ただし、公民館職員の勤務時間及び農村改善センター職員の勤務時間内での利用に限る。また、調理室の利用については、使用者の整理整頓並びに廃棄物処理を義務付ける。使用者が職員の適切な指示、注意に従わない場合は利用を制限することもある。
	-2 その他の農産物の加工技術習得をを目的とした団体、個人の使用	認める。ただし、公民館職員の勤務時間及び農村改善センター職員の勤務時間内での利用に限る。また、調理室の利用については、使用者の整理整頓並びに廃棄物処理を義務付ける。使用者が職員の適切な指示、注意に従わない場合は利用を制限することもある。
3	その他の団体、個人の使用	
-1	酒宴のみを目的とした団体、個人の使用	認めない。
-2	魚津市内の農業関係団体主催の役員会及び懇親会	認める。但し、加積地区の公民館、農業関係団体の使用日が重複する場合は、加積地区の使用を優先する。
-3	営利団体（例：株式会社等）主催の文化、体育活動の使用	認めない。但し、当該営利団体職員及び家族以外の不特定多数の参加があり、直接的に営利目的に相当しない行事で、あらかじめ教育委員会の承認許可を得ている場合のみ、認める。
-4	魚津市外の団体、個人の使用	
	-1 魚津市外の団体、個人の使用	認めない。但し、魚津市内在住者が半数以上の団体の場合は、魚津市内のみの団体の使用日と重複しない場合は認める。

※使用申し込みについて

- \* 使用申し込み受付は、2ヶ月前から7日前までとする。
- \* 占用を避ける為、申し込みは月2回までとする。再申し込みは2回利用後に行う。
- \* なお、各団体の使用器具等の保管は認めない。